

日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会 スポーツドクター派遣事業実施要項

1 内容

本県のスポーツ振興を図るため、公益財団法人岡山県スポーツ協会加盟団体等が実施する競技大会、講習会、スポーツイベント等の事業に対し、日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会（以下、「本協議会」という。）の会員を派遣する。

2 派遣するスポーツドクター

本協議会の会員とする

3 申請方法

派遣を希望する団体は原則として1ヶ月前までに申請書（別紙様式1）を本協議会事務局に提出すること。

4 派遣者の決定

- (1) 事務局は申請を取りまとめ、本協議会の会員に対し希望調査を行う。
- (2) 希望調査の結果により、役員会において派遣者を決定する。
- (3) 派遣者の決定に際しては、会場地在住・在勤、周辺地域在住・在勤の順に優先して調整する。

5 報告方法

事業終了後14日以内に報告書（別紙様式2）を事務局にて提出すること。

6 経費

派遣者の謝金・旅費は本協議会が負担する。

7 当日の対応

- (1) 事業主催者は、実施する事業において当日会場に対応する担当者を申請書に明記すること。また、当日までにドクターとの間で待機場所及び動線、従事業務等について十分に連絡を取り合うこと。
- (2) ドクターがその責任において行う救急搬送の判断や医療行為について、当該ドクターの指示や依頼に対応できるよう主催者としての体制を整備すること。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

【スポーツドクター派遣事業フロー図】

